

災害時にもいち早く停電復旧することを目指し、 災害時等の電力の取引に関するルールを整備します

2018年9月の北海道胆振東部地震では、北海道全域で停電（ブラックアウト）が発生しました。この経験を踏まえ、**2020年7月1日**から、全ての事業者や電気の利用者が協力しあって電力システムを支える取引のしくみがスタートします。電力市場を通じて、自家発電設備などの分散型電源や、電気の利用者が電力消費量を調整するディマンドリスポンスなどをより積極的に活用することで、いち早い停電からの復旧や社会コストの抑制を目指します。

これまでは…

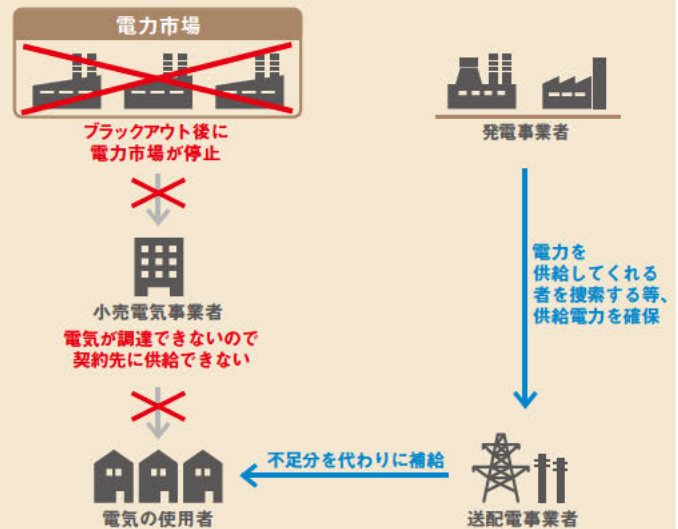
各小売電気事業者は、電力市場等を介して発電所から調達した電気^{※1}を電気の利用者に供給しています。しかし、地震等により電力供給が不足すると、電力市場が停止されました。

このため…

災害時には、送配電事業者^{※2}が、小売電気事業者に代わり、不足分を補給していました。（2018年の北海道胆振東部地震の場合）（青矢印 → の流れ）

※1 電力市場（発電所を所有する事業者等が電気売り、電力供給を行う事業者が電気を購入する場所）で電気を購入する、発電所と直接契約を結ぶ、自ら発電所を所有する等の方法があります。

※2 送配電設備を維持し、電気の供給バランスを維持する義務を負う事業者を指します（従来の電力会社の送配電部門に当たります）。



これからは…

災害時における電力市場の早期再開

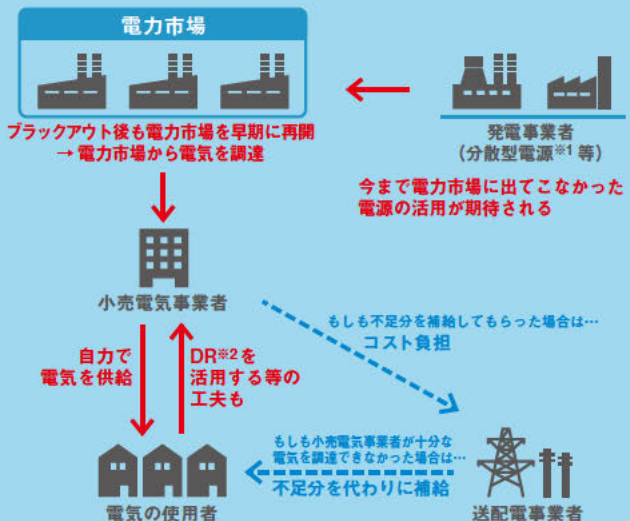
ブラックアウト後も電力市場を早期に再開するためのルールを定めます。

小売電気事業者の電力確保への努力を推進

不足分を補給してもらう場合には、そのコストを小売電気事業者がしっかり負担する制度に変更することで、各小売電気事業者に電力を確保する努力を促していきます。（青矢印 → の流れ）

これにより…

全小売電気事業者が自ら十分な電力を確保し、全ての事業者や電気の利用者が協力しあって電力システムを支えるしくみへ



※1 分散型電源…自家発電設備など、従来の大型発電設備と異なり、比較的小規模で、様々な地域に分散している電源

※2 DR（ディマンドリスポンス）…電気の消費者が事業者の要請に応じて消費を抑制し、対価を受け取るしくみ（例）生産設備の稼働を調整し、夜間に一部の稼働をシフトさせることで、日中の電力需要を抑制

御契約されている小売電気事業者によっては、**料金メニューが変更される場合があります**。詳しくは、御契約中の小売電気事業者にお問合せください。

※小売電気事業者には、料金メニューを変更しようとするときに、電気の利用者の皆様への説明義務があります。こうした義務を守らない事業者との関係でお困りの場合は、下記窓口まで御連絡ください。

電力・ガス取引監視等委員会 相談窓口 TEL：03-3501-1512（音声案内後）1823908、1825099

※本資料の内容に関する御質問は下記まで御連絡ください。

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力産業・市場室 TEL：03-3501-1512（音声案内後）4741